



令和7年11月12日
福島県県中建設事務所

「郡山地方の維持管理業務に係る意見交換会」を開催しました

郡山地方の今後の維持管理業務のあり方について、御意見を伺うため意見交換会を開催しました。

【概要】

- 1 日 時：令和7年10月31日（金）10：00～
- 2 場 所：郡山合同庁舎南分庁舎2階第3会議室
- 3 対象者：福島県建設工事等有資格業者
- 4 内 容：
 - （1）あいさつ
 - （2）県の示す維持管理の方向性
 - （3）県中建設事務所の包括的維持管理の内容
 - （4）意見交換

【問い合わせ先】県中建設事務所 企画管理部 主幹兼部長 こばやし もとひこ 小林 元彦
電話 024-935-1403 FAX 024-935-1407

1 開催日 令和7年10月31日（金） 10時から

2 内容

1) 県中管内の現状

- 当事務所は、県中地域の12市町村（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡及び田村郡の3市6町3村）を所管しており、面積は約2,406km²で県土の約17.5%、人口は約496千人で県人口の約28.7%を占めている。
- 人口は令和2年と令和7年の比較で、福島県全体で約6%、県中管内で約7%減少している。
- 建設業に従事する割合は平成27年度と令和2年度では同じく10%であるが、人口が減っているため年々減少の傾向にある。

2) 郡山地方の公共物管理の概況

- 福島県の橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物はその多くが高度経済成長期に建設され、今後急激に老朽化が進んでいく。

3) 県中建設事務所の包括的維持管理業務の経緯

- 道路維持委託補修業務については、平成28年度より一部区域を試行的に導入し、令和3年度には郡山市全域に拡大。
- 河川維持委託補修業務については、令和5年度より湖南地区、田村地区を導入し、包括的維持管理業務委託を拡充。

4) 県中建設事務所の包括的維持管理業務の必要性

- 今後においては、包括的維持管理の更なる拡充により担い手不足等に対する対応を確実なものとするため、包括的維持管理の範囲を拡大する取り組みを実施していく。
- 令和8年度または令和9年度以降よりエリアの拡充を図るため、河川維持委託管理業務に日和田地区、三穂田地区を加え全て包括的維持管理を行う方針。

3 意見交換会の結果

- 出席者からは、特に意見はありませんでした。